

安 野 眞 幸 著

『日本中世市場論』

— 制度の歴史分析 —

名古屋大学出版会 2018. 10 x+437+11 ページ

市場は売り買いの場であるが、意思疎通の失敗や裏切りなどトラブルが生じる場でもある。人々が安心して売り買いするためには、トラブルの防止・解決策が必要となる。本書はこうした根源的な視点を通じて日本中世の市場の様相を描いた力作である。

契約のエンフォースメント(enforcement), あるいは所有権保護をめぐる制度の重要性の着目点として、経済学者は例えばダグラス・ノース(Douglas C. North, 1920-2015)の一連の業績に端を発する様々な研究を想起するだろう。その一方で、経済学とは全く独立の文脈として、日本の歴史研究においても、法・司法の制度整備と経済発展との関係性については豊富な蓄積がある。こうした成果の海外発信や、そうした成果をベースとした発展的研究は今後貢献するところ大であろう。この点で、従来の研究成果を網羅的に検証し、新たな歴史像を提示した本書は、経済学者にとって大いなるチャンスを提供している。

本書は全16章であるが、次の3部構成をとっている。

第I部 市場の機能—公界再考
(第1章から第6章)

第II部 債権取り立てに見る市場と国家(一)—寄沙汰考
(第7章から第12章)

第III部 債権取り立てに見る市場と国家(二)—国質・所質・郷質考
(第13章から第16章)

本書がこのような3部構成をとっていることには明確な動機がある。その動機とは「網野批判」である。網野史学とも呼ばれる故・網野善彦氏の業績は、日本中世社会の諸概念(無縁・公界・楽)に「自由と

平和」という戦後昭和の価値観を見出したことをひとつの軸としている(網野1978)。網野史学はセンセーショナルな歴史観ながら、中世史研究者にとっては首肯し難い論点も多く含んでいた。網野史学をいかに批判的に乗り越えるかは、中世史研究における大きな課題ともなった(小路田2003)。

本書第I部は、網野史学のなかでも公界論にフォーカスしてその課題に立ち向かっている。すなわち、公界が網野(1978)が力説するような「自由と平和」の場ではないことを示すことが第I部のゴールとなっている。その際の切り口として本書が注目するのが債権の取り立てである。第II部・第III部は、その債権取り立てを切り口として中世の歴史像を再構築している。

第I部の内容を説明する前に、「公界」という言葉について確認しておこう。1603年イエズス会刊行の『日葡辞書』で語義を確認しておく。「公界」は「公の所」であり、用例として「公界を致す」であれば「人を訪問したり挨拶回りをしたりするなど、人前に出て行動する」こととなる(土井忠生・森田武・長南実編『邦訳日葡辞書』岩波書店、1980年、163頁)。中世史研究においては、「公界」が政治権力とどのように関わっていたのかがしばしば争点とされてきた。錯綜した長年の論争をあえて単純化するならば、「公界」を戦国大名の権力とは無縁の領域とみなす見解(笠松宏至・勝俣鎮夫・網野善彦)と、大名法廷の場とみなす見解(大山喬平・安良城盛昭・村井章介)とが対立してきた(敬称略)。網野批判を掲げるならば、この対立図式をどのように書き換えるかが根本的かつ重要なハードルとなる。

第I部は、「公界」の場として、市場について史実が整理されている。市場は、トラブルを裁く場であり(第1章)、裁判が必要となるような債務不履行が発生する場でもあり(第2章および第3章)、裁判を前提として契約文書を作成する慣行が成立しており(第4章)、あるいは債務不履行に対する容赦ないペナルティが課せられた場でもある(第5章)。これらの論点を史実から確認した上で、第6章は、公界論として先行業績が取り組んできた戦国家法、「結城氏新法度」および「相良氏法度」を読み解き直す。

第I部で再構築された公界論は次のように整理できる。「人前に出て行動する」領域、すなわち公界

においては、交易民(神人・供御人・寄人)が合議体制として裁判を執り行っていた。裁判の制度は、売買契約つまりは債務契約での文書主義が徹底されたことで、債権取り立て、具体的には質取り(差し押さえ)を行使する仕組みが裁判制度として整備された。その上で、神仏の権威を借りた宗教者や金融業者が「公界の沙汰」を取り仕切っていた。「所帯没収」・「妻子処断」(かけがえのない物品ひいては家族までもが奪われる)といった容赦ないペナルティは、ともすれば激昂など感情の高ぶりを生じさせた。「相良氏法度」は公界における感情の高ぶりに対して「よくよく分別有るべし」と戒めていた。公界は「激昂の場」でもあった(113頁)。このような端的な表現を通じて、公界を「自由と平和」の場とみなす網野史学とは全く異なる到達点を本書は提示している。

そうした到達点におけるひとつの見解として、本書は先行研究における論争そのものを問題視する。「公界の沙汰」は、「神人・供御人・寄人」の合議体制として成立していた。織田信長など、戦国大名は公界を行き来していたはずのこれら構成員を領国の住人として支配下に取り込んでいった。こうしたプロセスを通じて「公界」は体制的に消滅していく。ただし戦国大名のなかでも、下総国の結城氏や肥後国の相良氏の支配下のように「公界の沙汰」が例外的に生き残ったケースも存在していた。公界が大名法廷の場であるのか、それとも政治権力と無縁な領域であるのか、という二択の問題では整合的な歴史認識に到着することができないのである。先行研究の対立図式そのものも考え直す必要はある。ただし見方を変えれば、数々の事例分析が積み重ねられた恩恵として、研究者が認識バイアスを克服しやすい状況が整ってきたとも言える。本書も、こうした恩恵を授かりつつ、網野批判のひとつの整合的なかたちを示すことができたのである。

第Ⅱ部は債権の取り立てに関する歴史的経緯を整理している。いずれの章も経済学者にとって読みがいがある。例えば第7章での錢貨の利用については、貨幣が交換手段として一般的受容性を備えつつある局面の歴史的な様相が整理されている。第7章後半から第10章は寄沙汰(勝訴することを目的として訴因当事者が第三者に訴訟を委ねて有利な帰結を導く

うとする慣行)、なかでも山僧・神人といった宗教者への寄沙汰を扱っている。政治権力は寄沙汰を禁止対象とした。その一方で、取引当事者にとっては何らかの裁きの手続きが必要だったことから、寄沙汰もまた市場の慣行ルールとしてむしろ受け入れられていたのである。こうした寄沙汰に関する考察は、公権力のエンフォースメントが確立するプロセスを議論する上での参考材料となる。第11章の利倍法(利息制限)、および第12章の徳政(債務破棄)もそれぞれに興味深いトピックであり、これらは早島(2018)や高橋・五味(2019)といった近年の提言・整理と照らし合わせることで理解が深まるだろう。

第Ⅲ部は注目すべき点が2つある。第1点として、債権取り立てを切り口とした注目すべき時代区分が提示されている。市場での権利保護は政治権力によるものと寄沙汰によるものが2つ並存していた。こうした状況は、南北朝の動乱を経て、政治権力による市場のルールが生き残ることで激変した。このドラスティックな変化こそ、第13章が表題に掲げた「日本史の大断層」である。こうした時代区分論も、まさに網野史学に対するチャレンジングな態度の現れとも言えよう。

もう1つ、第Ⅲ部で注目すべきことは、「国質・所質・郷質」という債務不履行に対する懲罰的行為が網羅的に整理されている点である。これらの行為は、いずれも債務者と同郷であるという理由だけで債権者が誰かの身柄を拘束するというものである。こうした行為は、啓蒙思想に照らし合わせて理にかなったものではない点で、例えば中世ヨーロッパの魔女狩りを彷彿とさせる。魔女狩りについては、財政事情の改善を通じて衰退したことを突き止められている(Johnson and Koyama 2014)。日本の中世を対象とした議論においても、「国質・所質・郷質」と経済成長との関係に着岸した実証研究の展望が期待できるだろう。例えば清水(2018)は、戦国大名の商業政策における権利保護と経済発展との関係性に着目している。権利保護あるいは権利に関する信念が経済発展とどのような関係にあったのか、このような重要な問いに立ち向かう上で、本書第Ⅲ部は貴重な基礎固めをなしたと言える。第16章での楽市令に関する論考でも、国質・所質について掘り下げたかたちで筆者がかつての自身の楽市令研究の成果

(安野 2009)を乗り越えようとする姿勢が読み取れる。

末尾として、評者が親近感を覚えた点を記しておく。その親近感は本書の表紙に対するものである。表紙は、長船町福岡(現在の岡山県南部)の市の様子を描いた絵画史料の一部である(清浄光寺蔵『一遍聖絵』巻四)。赤い服の女性が中国銭を勘定している姿、あるいは武士が刀を抜こうとする光景が映し出されている。激昂も飛びかねない騒然とした雰囲気の中、淡々と売り買いがなされていた。市のそうした様相の歴史的背後事情が、本書全体を貫くテーマであるとともに、我々に様々な課題をつきつけてもいるのである。

参 考 文 献

- 網野善彦(1978)『無縁・公界・楽—日本中世の自由と平和』平凡社。
安野真幸(2009)『楽市論 初期信長の流通政策』法政大学出版局。
早島大祐(2018)『徳政令 なぜ借金は返さなければならぬのか(講談社現代新書 2490)』講談社。
小路田泰直(編)(2003)『いさな叢書 1 網野史学の越え方—新しい歴史像を求めて—』ゆまに書房。
清水克行(2018)『戦国大名と分国法(岩波新書 1729)』岩波書店。
高橋典幸・五味文彦(2019)『中世史講義(ちくま新書 1378)』ちくま書房。
Johnson, Noel D. and Mark Koyama (2014) "Taxes, Lawyers, and the Decline of Witch Trials in France," *The Journal of Law & Economics*, Vol. 57, No. 1, pp. 77-0112.

[横山和輝]